

令和3年5月28日
総合政策局社会資本整備政策課

令和7年度までの社会資本整備の道しるべとなる計画策定

～第5次「社会資本整備重点計画」を本日閣議決定～

社会資本整備は、現在を生きる我々だけでなく、将来の世代の豊かな生活や社会経済活動、我が国の競争力の基盤となるものであり、未来への投資となるものです。このような社会資本整備を戦略的・計画的に進めるため、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、令和3年度から令和7年度を計画期間とする新たな社会資本整備重点計画（第5次計画）（内容詳細は別紙）が本日閣議決定されました。

【第5次社会資本整備重点計画のポイント】

1) 第5次計画では、従前の4つの目標^(※)に加え、昨今の社会情勢の変化を踏まえて、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーションと脱炭素化に関する2つの目標を新たに追加。

※：防災・減災、インフラメンテナンス、持続可能な地域社会の形成、経済成長を支える基盤整備に関する目標

2) 厳しい財政制約や人口減少の下、社会資本整備のストック効果を最大化させるため、

① 3つの総力（主体の総力、手段の総力、時間軸の総力）を挙げた社会資本整備の深化

② 『インフラ経営』^(※)により、インフラの潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造の視点を追加。

※：インフラを国民が持つ資産として捉え、整備・維持管理・利活用の各段階において、工夫を凝らした新たな取組を実施すること

3) 加速化するインフラの老朽化に対応するため、持続可能なインフラメンテナンスに向けた施策の1つとして、「集約・再編等によるインフラストックの適正化」を位置付け。

○お問い合わせ先

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課
谷本、白水

TEL：（代表）03-5253-8111（内線24208、24243）
（直通）03-5253-8982（Fax）03-5253-1548